

平成30年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月1日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議席の指定及び一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 4 会期決定の件
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 施政方針
- 日程第 8 議案第 1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第14号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第15号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第16号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて
- 日程第25 議案第18号 長南町道路線の廃止について
- 日程第26 議案第19号 長南町道路線の変更について
- 日程第27 議案第20号 長南町道路線の認定について
- 日程第28 議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第23号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第24号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第25号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 議案第26号 平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算について
- 日程第35 議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第36 議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算について
- 日程第38 議案第31号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算について
- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	林	義博	君	2番	小幡	安信	君
3番	岩瀬	康陽	君	4番	御園生	明	君
5番	松野	唱平	君	6番	河野	康二郎	君
8番	大倉	正幸	君	9番	板倉	正勝	君
10番	左	一郎	君	11番	加藤	喜男	君
12番	丸島	なか	君	13番	和田	和夫	君
14番	松崎	剛忠	君				

欠席議員（1名）

7番 森川剛典君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	副	町	長	麻	生	由	雄	君									
教	育	長	小	高	憲	二	君	総	務	課	長	常	泉	秀	雄	君							
企	画	政	策	課	長	田	中	英	司	君	財	政	課	長	土	橋	博	美	君				
税	務	住	民	課	長	仁	茂	田	宏	子	君	保	健	福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	
産	業	振	興	課	長	岩	崎			彰	君	農	地	保	全	課	長	松	坂	和	俊	君	
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長	大	杉					孝	君	
学	校	教	育	課	長	浅	生	博	之	君	学	校	教	育	課	主	幹	佐	藤			功	君
生	涯	学	習	課	長	岩	崎	利	之	君													

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	大	塚	孝	一		書		記	山	本	和	人
書				記	片	岡									勤

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成30年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時03分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎議席の指定及び一部変更

○議長（板倉正勝君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。

会議規則第4条第2項の規定によって、今回当選された林 義博君の議席は1番に、小幡安信君の議席は2番に指定します。

2名の議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配付した議席表のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

12番 丸 島 な か 君

13番 和 田 和 夫 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生 明君。

〔議会運営委員長 御園生 明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る2月19日に委員会を開催し、平成30年第1回定例会の議会運営について協議・検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定3件、条例の一部改正13件、財産の無償貸付1件、道路線の廃止・変更・認定で3件、平成29年度補正予算6件、平成30年度各会計当初予算7件、諮問1件の計34件が議題されているほか、議員発議1件が予定されております。議員発議は、千葉県知事に千葉県循環器病センターの

存続を求める意見書の提出を行うため議長に提出いたします。

また、一般質問は、8人の議員が行うことになっており、3月2日に8人全員を行うことといたしました。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日3月1日から3月9日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております平成30年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため特別委員会を設置し、これに付託して分科会方式により詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成30年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第4、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日3月1日から3月9日までの9日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） 日程のことではないんですけども、議会運営委員会のあり方について、一般質問の項目に対して、幾らかやはり議員個人のそれぞれの質問に対して、議会運営委員会からの意見が多過ぎるのではないかと。それから、全員協議会でも出されたことも、やはり一般質問で行うことは当然であり、その日に要件が話され質問も受け付けられますけれども、ほとんどが理解できない。そういう状況の中で一般質問が行われるというのは当然のことであると考えられます。全員協議会で、一度話をするようにしてもらいたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 議会運営委員長、御園生 明君。

○議会運営委員長（御園生 明君） 議運の中で一般質問の内容について協議をいたしました。

議員必携にもありますように、質問内容が単なる事務的な見解をただすもの、また現に説明を受けたもの、また重複しているもの等を鑑み、議長の意見も聞く中で、委員会として判断し取り下げをお願いした方もございます。

なお、どこまでという判断は難しいところでございますが、委員会で判断したところでございます。

そのような状況でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 13番、和田和夫君。

○13番（和田和夫君） その判断に間違いがあると、やはりもっと議員の意見を聞くべきだと思います。

○議長（板倉正勝君） 議会運営委員長、御園生 明君。

○議会運営委員長（御園生 明君） 今後、委員会の中で協議をしてみたいと考えます。

○議長（板倉正勝君） では、日程に対してのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日3月1日から3月9日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、諸般の報告をします。

本日、町長から議案33件、諮問1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がございました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました平成29年11月分、12月分、平成30年1月分の例月出納検査結果、最後に議長並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第6、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

2点ございますが、最初に、千葉県循環器病センターが、広域に供給している医療機能の維持確保に関する要望書の提出についてでございます。

去る1月10日、本町に近接し千葉県が進めている循環器病センターのあり方に関する検討に当たり、2市3町行政連絡協議会及び長生地域、夷隅地域の12市町村で要望を取りまとめ県に提出してまいりました。

県循環器病センターは、現在、循環器に関する高度、特殊な専門医療と長生・夷隅、市原南部地域の地域医療を担っております。

しかし、県立病院の救急医療センター及び精神科医療センターの統合に係る基本計画の策定により、本循環器病センターのあり方について存続の危機が危ぶまれることとなったことから、医療機能の維持について、及び医師及び医療スタッフの確保について、それぞれ要望してきたところでございます。

次に、中央公民館の耐震化についてでございますが、公民館については老朽化も進んでいることから、建てかえを前提に検討しております。

平成29年度では、職員による長南町中央公民館等複合施設建設候補地庁内選定会議を設置し、建設候補地の選定について協議・検討してまいりました。

本年1月11日に、選定会議から結果報告書が提出されたところでございます。

今後につきましては、まちづくり委員会に建設地の諮問を行い、建設候補地を絞っていきたいと考えており

ますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（板倉正勝君） 日程第7、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、平成30年第1回定例議会の開会に際し、平成30年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町長に就任してから4年が経過し、この間、無我夢中で町政運営に取り組んでまいりました。

このたび、引き続き2期目の町政執行の重責を担うこととなり、その責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

本年は、皆様から託された思いをもとに、新たな町づくりの一步を踏み出す年であると捉え邁進してまいります。

昨年は、新生「長南小学校」の開校をはじめ、小学校跡地への企業誘致や東京家政大学との連携協力による特産品を使ったレシピ開発や長南小学校の子供たちとの交流など、ふるさと再生に取り組んでまいりました。ご協力いただいた町民の皆様、関係機関の方々に改めて御礼を申し上げます。

新年度につきましては、「揺るぎない歩みで、確かな未来へ」をスローガンとして、災害発生時の拠点となる役場庁舎の建てかえ、空き家情報バンクを一步進めた事業展開なども視野に入れた制度の促進など、本町の特徴を生かし、自立的で持続的な町づくりを目指し、精いっぱい努力をしていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況について、景気は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、回復に向かうことが期待されております。

しかしながら、町の財政状況は、平成28年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する指標のうち実質公債費比率は7.6%、将来負担比率は47.5%と、早期健全化基準を下回っておりますが、2つの指標とも県内では高い水準にあります。

また、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は、前年度と比較しますと11.5ポイント増の84.4%、義務的経費は46.5%で、前年度より5.9ポイント増となっておりますが、これは平成27年度は特別土地保有税の徴収猶予取り消しに伴う税収があったことによるもので、この特殊事情を除きますと例年並みの数値となりますが、まだ予断を許さない状況となっております。

このような状況の中、平成30年度予算につきましては、固定資産評価替えの影響により、固定資産税が減少となったことから、徴税の総額は前年度と比較し1.4%減少し、依然として自主財源の確保は厳しく、普通交付税につきましても財源対策のため留保財源の縮小により増収としており、今なお厳しい状況であることから、

予算総額は昨年度と比較して1,800万円の減額となっております。

事業の実施に当たっては、各基金からの繰り入れ、並びに臨時財政対策債等の借り入れによる財源措置を行い、新年度予算を編成いたしました。

初めに、「安心で魅力あるまちづくり」では、引き続き若者定住促進奨励金を活用した定住人口の増加と地域の活性化を図るとともに、地域おこし協力隊による事業を導入し、地域外からの有能な人材を積極的に受け入れ、本町への定住・定着につなげてまいります。また、高速バスの実証運行事業を実施し、木更津金田バスターミナルに乗り入れ、乗り継ぐことによる東京方面へのアクセスの向上に努めてまいります。

町道につきましては、圏央道茂原長南インターへのアクセス道路や通学路の整備を継続的に実施してまいります。また、道路の維持管理については、橋梁や道路施設などの老朽化に伴う安全性及び維持管理費のコスト削減が課題となっておりますが、道路ストック総点検を踏まえ策定した修繕計画に基づき、計画的な修繕工事を実施し、適切な維持管理に努め安心な社会資本を整備してまいります。

地籍調査事業では、約22%の境界立ち会いが完了し、その成果は、正確な地籍情報として次世代へ提供できることとなりました。今後も継続的に事業を推進するため、町民の皆様の理解と協力を得ながら推進してまいります。

次に、「活気にあふれたまちづくり」では、引き続き新たな拠点づくり構想による町の飛躍を目指すべく、小学校跡地活用及び西部工業団地計画跡地活用については重要案件として捉え、スピード感をもって対処してまいります。何よりも地域住民の合意を最優先にしながら慎重に進めていきたいと思っております。

また、地方創生事業については、4年目を迎えますが、総合戦略で掲げる54事業について、PDCAサイクルに基づく検証結果を踏まえ、さらなる事業施策を展開してまいります。

郷土の偉人（渡邊辰五郎）記念館事業につきましては、町民が気軽に集える憩いの場として、また東京家政大学との交流の場の拠点として、昨年度の基本構想、現在作成中であります基本計画をもとに、収支計画も含めた基本設計に取り組んでまいります。

農林業の振興につきましては、現在、国は食料・農業・農村基本計画において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の一つとして、引き続き集落営農の育成・確保、さらには法人化、地域農業・農地の維持等を推進していくこととしております。このため、引き続き農地中間管理機構を活用した担い手への集積・集約化を図り、国が重点事項に位置づけをしております、県が行い、受益者負担を求めない農地の大区画化、汎用化等を促進してまいります。

本町の主要作物である稲作につきましては、就農者の高齢化や後継者不足などから離農を余儀なくされる農家がふえています。このようなことから、平成30年度より農業委員会に新設されます農地利用最適化推進委員会を中心に、担い手への集積・集約化並びに遊休農地の発生防止・解消に努めてまいります。また、引き続き農地中間管理事業や地域農業推進基金を活用した農地集積等への助成を行ってまいります。

平成30年度より、国からの米の直接支払交付金及び主食用米の生産数量目標の配分が廃止となり、県から町へ生産数量の目安が提示されたところです。米価の安定を図るため、この目安をもとに引き続き生産者の方々に生産調整をお願いしてまいりたいと考えております。

近年増加している有害獣の被害につきましては、鳥獣被害対策実施隊の活動を充実させるとともに、国・県

の補助制度を活用し、積極的に被害防止対策に努めてまいります。

多面的機能支払につきましては、各地区での共同作業が定着し、これによって農地、農業用施設の保全など、さまざまな面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大、推進に努めてまいります。

次に、商工業の振興につきましては、商店街や企業の活性化に向け、町商工会が計画しております商工会館の建てかえに助成を行ってまいります。

観光分野におきましては、観光客数が増加しております笠森観音堂及び首都圏自然歩道を訪れる方々が快適に利用していただけるよう、公衆トイレと駐車場の整備を行ってまいります。

また、広域的な観光活性化を図るため、観光連盟や協議会などの団体が開催する県内外でのイベントに積極的に参加し、長南町の魅力を広く多くの方に発信してまいります。

次に、「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」では、災害に強い町づくりを推進すべく、地域防災力の充実を図ってまいります。

公共施設では、災害時の拠点となる安心・安全な役場庁舎の建てかえや公民館などの耐震化も踏まえ、大人から子供までが集う憩いの場となる、ふれあい交流館の建設も進めてまいります。

戸建て住宅においては、地震災害から、とうとい命を守るため、旧耐震基準で建築された住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修工事の助成を実施してまいります。建築物の耐震化については、町民の認識が重要となりますので、啓発に努め安全で災害に強い町づくりの推進を図ります。

また、地域経済の活性化と住環境の改善として住宅リフォーム工事の助成や再生可能エネルギーの導入として、住宅用太陽光発電設備等の設置費についても助成を行い、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、自然エネルギーの有効活用の促進を図ってまいります。

次に、「生き生きと元気に暮らせるまちづくり」の保健事業では、保健センターを拠点として、総合的な健康管理を行い、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを展開します。

乳児健診、特定健診、各種がん検診など各種検診は、疾病の予防、早期発見、早期治療に向け、検診の大切さの周知、受診の勧奨を根気よく続け、受診率の向上に努めてまいります。

また、受診後の健康指導、健康相談業務の充実も図ってまいります。

母子保健では、妊娠から出産、育児を支援するため、平成30年度から不妊治療と妊婦健診の自己負担に対し助成を行ってまいります。

予防接種事業は、定期接種化が進んでいますが、いまだ任意予防となっております高齢者肺炎球菌、乳幼児のロタ、おたふく風邪のワクチン接種につきましては、引き続き国に先駆け町の公費負担で実施し、乳幼児から高齢者までの疾病予防に努めてまいります。

放課後児童クラブは、この4月より、老朽化や防犯上不安があった旧幼稚園から小中一貫型校の敷地内での生活がスタートします。子供たちは、授業終了後に自力で安全にクラブに通い保護者の迎えを待ちます。

小・中学校や保護者との連携のもと、一貫型校の敷地内にあるメリットを最大限に生かし、安心・安全に児童の育成に努めてまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、障害者総合支援法に基づき、身近に必要なサービスが受けられるよう支援してまいります。平成30年度から、臨床心理士を長生郡市に配置し、発達障害や心の相談業務の充実を

図ってまいります。

疾病や障害の早期発見、早期支援、早期治療のため、介護予防事業のほか、平成30年度は、認知症初期集中支援チームを編成し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、早期診断、早期対応の支援体制を構築してまいります。

介護保険については、要介護状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活が続けられるように、また施設での介護が必要になった場合でも、地域の施設で介護が受けられるように各種サービスの充実、施設の整備に取り組んでまいりました。昨年11月、茗荷沢にオープンした特別養護老人ホームの建設により、4地区それぞれに特別養護老人ホームや軽費老人ホームを配置することができました。

平成30年度は、第7期介護保険事業計画のスタートとなります。

第7期の保険料の算定にあつては、後期高齢者の割合の増加に伴い、認定者数や介護給付費も増加すると見込んでおりますが、準備基金8,000万円を取り崩し、現状の保険料を維持する設定といたしました。今後も安定的な保険運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から千葉県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等において、中心的な役割を担うこととなります。本町といたしましても、資格管理や保険料の決定・収納などの町民にかかわる窓口業務等を引き続き行ってまいりますので、被保険者が安心して医療を受けられるよう、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」では、学校教育においては、町教育振興基本計画の方針に沿って特色ある長南町教育の推進を図ってまいります。

子供の生きる力の育成では、学習指導の充実や指導法の改善、英語教育と情報教育のさらなる推進、特別支援教育の指導強化を図り、確かな学力の育成と人間性豊かな心を育む教育のため、歴史・伝統・文化理解教育の推進と健康な体と体力を育む教育を推進します。

特色ある教育の推進では、小中一貫教育における連携の具体化や体験活動と地域学習を行うことで、郷土を愛する「長南っ子」を育成します。また、質の高い教育の推進を図るため、自主的・自律的な学校経営と組織の活性化を目指し、教職員の資質向上や防災、安全教育の推進を図ってまいります。

さらに、学校・家庭・地域が相互に連携・協力し、地域の人的・物的資源の活用、学校運営協議会制度の導入に向けた組織づくりのための整備を進めてまいります。

社会教育については、少子化が進み、触れ合いも不足する中、人生80年代に対応した子供から高齢者までの幅広い年齢層の皆様が生きがいと楽しさを求め、ともに学び、ともに楽しむ、地域や学校と連携した教室や講座を開催し、より充実した時間を過ごせるよう、多様で質の高い生涯学習教育に積極的に取り組んでまいります。

青少年の健全育成では、自ら考え主体的に判断し行動できるよう、学校、家庭との連携・強化を図り、さまざまな体験事業を実施し、豊かな心の育成を支援いたします。

伝統文化の継承と振興では、本町が誇れる町内の歴史遺産・伝統文化の保護に努めながら、郷土の歴史文化を伝えるため、生涯学習や観光など、さまざまな分野での活用を図ってまいります。

社会体育においては、町体育協会やスポーツ推進委員との連携を図り、地域スポーツの振興や生涯スポーツ

の普及による町民の健康づくりを推進し「健康で明るいまちづくり」に努めてまいります。

最後に、「共に助け合う、ふれあいのあるまちづくり」では、行財政改革の推進につきまして、社会情勢や町の現状に見合った計画として、平成28年度に策定した第5次行財政改革実施計画を推し進め、平成30年度は、折り返しとなる第3年次として引き続き進行管理に努めてまいります。

以上、平成30年度を迎えるに当たり、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで施政方針は終わりました。

◎議案第1号～諮問第1号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第8、議案第1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定についてから日程第41、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から諮問第1号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定についてでございますが、本案は、放課後児童クラブの新設に伴い、名称、位置等を示す条例を新たに制定しようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてでございますが、本案は、医療介護総合確保推進法の制定による介護保険法の改正により、新たに条例の制定をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてでございますが、本案は、土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業について、特別徴収金を徴収することを定める必要があることから、新たに条例の制定をしようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、税務住民課、保健福祉課の両課に係る分掌事務を見直し、新たに健康保険課を置き、より住民にわかりやすい行政サービスを行うため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、個人情報の定義の明確化と、要配慮個人情報の定義を追加するため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間の延長を可能とするため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

並びに議案第10号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明いたします。本案は、国・県の給与改定に準拠し、議会議員の報酬、特別職及び一般職の給与に関する条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、介護保険法の改正により専門医の設置が必要となったため、認知症サポート医の職を追加し、また小中一貫校設立委員会設置条例の失効により、これに係る職を削るため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、分担金、使用料、手数料等の税外収入について督促手数料を廃止しようとするもので、関係する6つの条例を一括して改正しようとするものでございます。

次に、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明いたします。本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が、平成27年5月29日に公布され、国民健康保険法及び高齢者医療の確保に関する法律の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第14号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、平成30年度から平成32年度までの3年間で第7期介護保険事業計画の期間とし、この間の保険料を定めるため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第15号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第16号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明いたします。本案は、地域包括ケアシステム強化法の制定による介護保険法の改正により、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求めることについてでございますが、旧西小学校の跡地活用については、地元雇用の創出や町民の利活用等、地域の活性化及び地域貢献に期待できることから、その円滑な運営に資するため、本年3月20日から平成35年3月31日までの約5年間、事業予定者である株式会社マイナビ、代表取締役社長中川信行氏に対し無償貸付をすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第18号 長南町道路線の廃止についてでございますが、本案は、芝原地先における民間開発事業において、事業区域内の道路1路線につきまして、道路としての用途が不用となることから廃止しようとするものでございます。

次に、議案第19号 長南町道路線の変更についてでございますが、本案は、小生田地先の橋梁架替工事及び地引地先の舗装新設工事など、事業実施に伴う7路線につきまして変更しようとするものでございます。

次に、議案第20号 長南町道路線の認定についてでございますが、本案は、豊原・芝原地先の南総広域6号線（広域農道）の、町道への移管による認定をしようとするものでございます。

次に、議案第21号から議案第26号までは、平成29年度の各会計に係る補正予算に関するものでございます。

議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに1億6,707万1,000円を追加し、予算の総額を46億5,651万2,000円としようとするものでございます。事務事業の執行に係る精算と人件費の減額、及び財政調整基金積立金の追加をするものでございます。

次に、議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに7,799万8,000円を追加し、予算の総額を14億2,108万6,000円としようとするものでございます。退職被保険者等療養給付費の増額及び財政調整基金への積み立てに伴う増額によるものでございます。

次に、議案第23号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれから4,631万5,000円を減額し、予算の総額を10億3,200万円にしようとするものでございます。保険給付費の減額及び28年度分国庫支出金の介護給付費負担金の精算に伴う返還金の追加をするものでございます。

次に、議案第24号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれから240万円を減額し、予算の総額を8,312万4,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第25号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正（第1号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに386万3,000円を追加し、予算の総額を2億1,446万3,000円としようとするものでございます。

次に、議案第26号 平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、収益的収支について、人件費及び受注工事費用の増額を、また資本的収支では、台風により被災した施設の修繕費を増額しようとするものでございます。

次に、議案第27号から議案第33号までは、平成30年度の各会計に係る予算に関するものでございます。

議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算では、町の活性化を図るべく、地域おこし協力隊、高速バスの実証運行事業、さらに子育て支援として、妊婦健診費用助成及び不妊治療費助成を新たに実施してまいります。観光施設整備としては、笠森町営駐車場トイレ整備工事を、安全で円滑な交通確保のため道路・橋梁修繕工事などの経費を計上させていただいております。また、地方創生推進交付金を活用した（仮称）渡邊辰五郎記念館基本設計業務をはじめ、東京家政大学との協働事業も引き続き実施してまいります。厳しい財政状況の中ではございますが、各基金からの繰り入れ、あるいは臨時財政対策債等の借り入れによる予算編成をさせていただきました。これにより、予算の総額を前年度に比較し0.4%、1,800万円減の43億5,600万円とするものでございます。

次に、議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、県広域化に伴い、県が財政運営の主体となることから、県内の被保険者に係る医療給付費を県全体で賄うことで、保険給付費に相当する費用を県が町に交付、県に納付金を納めることで安定的な保険財政運営のための新たな予算編成をいたしました。

なお、後期高齢者支援金等や介護納付金等の支出が整理され、予算の総額は前年度比15.6%、2億930万円

減の11億2,870万円とするものでございます。

次に、議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2月14日に開催され、平成30年度の特別会計予算が可決されたところであり、この平成30年度からの保険料の改定に伴い予算の総額は前年度比7.3%、790万円増の1億1,590万円とするものでございます。

次に、議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、利用者・認定者とも緩やかな増加を見込み、予算の総額は前年度比0.2%減の10億4,900万円とするものでございます。

次に、議案第31号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別予算についてでございますが、本予算は、霊園施設の維持管理及び有害獣対策の防護柵設置工事等の実施に伴い、予算の総額を前年度と比較し1.1%70万円増の6,400万円とするものでございます。

次に、議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、前年度と比較し0.2%減の2億1,020万円とするものでございます。

次に、議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は、平成30年度の供給戸数を4,606戸、年間供給量を873万2,000立方メートル、前年度比10万立方メートル増とし、製品売上等の収益的収支によります純利益は106万9,000円と見込んでおります。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、現委員の富澤勝彦氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

以上が、本定例会に提案しております34案件の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号及び議案第2号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第1号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定について。

長南町放課後児童クラブ設置条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

放課後児童クラブについては、暫定的に旧幼稚園を利用していたため、設置条例を定めておりませんでした。今般小中一貫校の敷地内に新設しましたので、名称、位置を示すため設置条例を制定するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

第1条、設置の目的では、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として設置するもので

ございます。

第2条、名称と位置では、施設の名称を長南町放課後児童クラブとするもの、設置の位置を長南町長南2060番地1とするものがございます。

第3条で対象児童、第4条では入所制限を定めております。

附則で、施行期日は平成30年4月1日でございます。

以上が、議案第1号の長南町放課後児童クラブ設置条例の内容でございます。

続きまして、議案第2号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いします。

議案第2号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

4ページ目をお願いします。

また、参考資料の1ページから3ページに説明の内容を記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、制定の趣旨でございますが、平成26年6月に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、介護保険法の改正が行われ、この4月1日から居宅介護支援事業者、ケアマネジャーのいる事業所となりますが、この指定等については、都道府県から市町村へ権限移譲されることになりました。

この権限移譲を受けまして、町としての基準条例、基準等を定める条例を制定するものとなります。

制定の主な内容ですが、第1条で趣旨を、第3条第1項で条例で定める町の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等は、国の省令にある指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に準ずるとするものがございます。

第3条第2項で、国の省令では、記録の整備は2年となっておりますが、町としては5年とするものがございます。

第4条では、指定を受けられるものは、町としては法人とするものがございます。

附則で、施行期日を、平成30年4月1日からとするものがございます。

以上で、議案第2号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号及び議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第3号の内容につきまして説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

議案第3号 長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について。
長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

あわせて、別冊の参考資料4ページをごらんいただきたいと存じます。

最初に、参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料4ページをごらんいただきたいと思います。

1の制定の趣旨でございますが、平成29年5月に、土地改良法が改正されたことに伴い、長南町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定を行うものでございます。

これは、町内芝原地区を中心に、農地中間管理機構が借り入れる農地を、千葉県が事業主体となり、農地の区画拡大等を行う再整備工事業の計画を進めております。現在、農地中間管理権の設定を進めておりまして、今後事業計画の確定に向けて、土地改良法に基づく手続を進めていく予定となっております。この事業を実施するに当たり、新たに条例の制定が必要となるものでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただき6ページをごらんください。

第1条、趣旨でございますが、土地改良法の規定による特別徴収金の徴収は法に定めるほか、この条例で定めるところとしているところでございます。

2条、特別徴収金の徴収でございますが、町は県が行う土地改良事業区域内において、事業計画を定めた旨を公告した日から工事完了の公告日の翌年度から起算して8年を経過しない間に、土地改良法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合、徴収することになります。この法で定める行為といたしましては、農地中間管理機構に中間管理権を設定したものが農地以外の用途に供するため所有権を移転した場合、また自らが用途以外に供した場合、及び中間管理権を解除した場合等に、そのものから法に基づき町は特別徴収金を徴収することができるとするものでございます。

続いて、第3条、特別徴収金の額は、事業に要する額のうち町が負担する額に事業施行区域の土地の面積に対する割合を基準として算出した額とするものでございます。

4条では、徴収方法で、一時に全額を徴収するものでございます。

5条では、督促の規定をするもので、6条では、延滞金、町の諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例の規定を準用し徴収するものとしております。

7条では、徴収猶予は特別徴収金、延滞金を納入することができないと認めた場合は1年以内の期間を限って徴収の猶予をするものでございます。

8条は、委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとしております。

附則でございますが、施行期日では、この条例は30年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜り、ご決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時20分を予定しております。

(午前10時07分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時21分）

○議長（板倉正勝君） 議案第4号から議案第10号までの内容説明を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

〔総務課長 常泉秀雄君登壇〕

○総務課長（常泉秀雄君） それでは、議案第4号から議案第10号の内容の説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の9ページ、また参考資料の5ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

本案につきましては、町長の権限に属する事務を分掌する課のうち、保健福祉課を福祉課とし、新たに健康保険課を追加するものとなっておりますが、かねてからご意見等をいただいております健康増進事業に係る窓口を一本化し町民の皆さんにとって、よりわかりやすい行政窓口サービスの実現を図ろうとすることが主たる目的でございます。

具体的な内容といたしましては、現在の保健福祉課の福祉部門と健康管理部門を分け、新たに福祉課、健康保険課とし、健康保険課には現在税務住民課が分掌しております国民健康保険部門を分担させようとするものでございます。

続いて、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第5号 長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の11ページ、参考資料の7ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

本案につきましては、個人情報保護法等の改正を踏まえまして、条例の改正を行おうとするもので、改正の主たる内容といたしましては、1つ目が個人情報の定義の明確化、2つ目が要配慮個人情報の新設でございます。

参考資料の8ページをお開き願いたいと存じます。

第2条第2項では、個人情報について、2号にわたり規定するものでございます。1号といたしまして、その情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述によって特定の個人を識別できるもの、2号では、個人識別符号が含まれるものとなっております。この個人識別符号とは、特定の個人の身体的特徴を変換した文字、番号、記号などやカードや書類で個人に割り当てられた文字などで特定の個人を識別できるものとされております。

さらに、3項といたしまして、要配慮個人情報が新設されます。これは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利

益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとされております。

第6条、第7条、10ページ、11ページとなりますが、また11条、18条、19条、24条につきましては、ただいま申しあげました個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報の新設に伴い条文の整理をするものでございます。

続いて、12ページになりますが、12ページの34条、35条に関しましては、番号利用法の改正に伴い保有個人情報の提出先の追加と、あわせて引用条文の整理を行うものでございます。

最後に、第49条でございますが、事業者に対する措置についての規定が現在の条文には規定されておりますけれども、法律の改正によりまして、事業者の安全管理措置が義務づけられたことに伴い削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行をさせていただくものでございます。

続いて、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料14ページをごらんいただきたいと存じます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、所要の条例改正を行うものでございます。

内容といたしましては、育児休業をしている非常勤職員の子が1歳6カ月に達する日まで取得できる育児休業期間を、最長2歳に達する日まで取得可能とするもの、並びにその取得要件の追加を行うものでございます。

議案書の14ページ、また参考資料の14、15ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

第2条第4号ア（イ）では、育児休業期間について、養育する子が2歳に達する日まで取得できる旨を追加し、さらに育児休業法に規定される条例で定める場合として、第2条の4の規定を加えるものでございます。本条は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業を取得する要件を規定するものでございます。

1号では、当該非常勤職員またはその配偶者が、養育する子の1歳6カ月到達日の時点で育児休業をしていること、2号では、当該子の1歳6カ月到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要であることのいずれの場合にも該当するときとするものでございます。

第3条以下につきましては、本改正に伴いまして関連する条文の整備をさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第7号の内容の説明を申し上げますが、本案につきましては、議案第9号の特別職の職員の給与条例の改正及び議案第10号の一般職の職員の給与条例の改正に関連いたしますので、改正の経緯から申し上げさせていただきます。

参考資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。

1の改正の趣旨でございますように、昨年8月に人事院、10月に県人事委員会から、一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等の引き上げ勧告がなされ、これを踏まえ条例の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、期末手当の年間支給月数を0.1カ月分引き上げ4.4カ月分とするものでございます。
議案書の15ページをごらんいただきたいと存じますが、議案第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を制定する条例を、次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書16ページをお願いいたします。

第1条でございますけれども、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第6条第2項で期末手当の支給について規定されておりますが、第1条については、平成29年12月分の期末手当の月数を0.1カ月分引き上げ100分の232.5とするもの。

第2条にかかりますのは、平成30年度に支給する期末手当の月数について、6月分を100分の212.5に、12月分を100分の227.5に、それぞれ改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行させていただくものでございます。

ただし、第2条の規定は、平成30年の4月1日から施行し、第1条の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。また、第1条の規定によって、既に支払われた期末手当については、内払いとみなすとするものでございます。

次に、議案書の、恐れ入りますが19ページをお願いしたいと存じます。

議案第9号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

あわせて参考資料の24ページをお願いいたします。

改正の趣旨、内容につきましては、ただいま議案第7号でご説明申し上げたものと同様でございますので、大変恐縮でございますけれども省略をさせていただきたいと存じます。

次に、議案書の20ページをお願いいたします。

第1条でございますが、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、第4条第2項で期末手当の支給について規定されておりますが、平成29年12月分の期末手当の月数を0.1カ月分引き上げ100分の232.5に改め、第2条では、平成30年に支給する期末手当の月数について、6月分を100分の212.5に、12月分を100分の227.5に、それぞれ改めようとするものでございます。

附則の施行期日と期末手当の内払いに関する規定につきましても、先ほどの議案第7号と同様でございます。続いて、議案書の21ページをお願いいたします。

議案第10号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

あわせて参考資料28ページをごらんいただきたいと存じます。

参考資料の28ページでございますが、まず第1条の関係でございますけれども、長南町の一般職の職員の給与等に関する条例第19条で勤勉手当について規定されております。

第2項第1号では、一般職の職員の平成29年12月分の勤勉手当の月数を「100分の85」から「100分の95」に改め、また同項の第2号では、再任用職員の勤勉手当の月数を「100分の40」から「100分の45」に改めるものでございます。

さらに、附則第33項は、55歳を超え給料月額を減額されている職員の勤勉手当の支給率の改正をするものとなっております。

29ページが、一般行政職の給料表でございまして、平均改定率につきましては0.2%の引き上げとなっております。

続いて、30ページでございますけれども、30ページにつきましては、行政職給料表第2表でございまして、調理員、用務員などの労務職の給料表となっております。

続いて、参考資料の31ページですが、あわせて議案書の33ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条関係でございますけれども、第6条第6項では、55歳に達した管理職員の昇給について規定しておりますが、これについて2号給を1号給と改めるものでございます。

また、第18条では、今回の改正によりまして附則第30項が削られることに伴いまして、引用条文の整理を行い、さらに第19条は、勤勉手当の支給率を規定してございますけれども、そのうち第2項第1号では、一般職の支給率を「100分の95」から「100分の90」に、第2号では、再任用職員の支給率を「100分の45」から「100分の42.5」に改め、加えて附則第30項から33項で規定されておりました55歳を超える職員の給料等の減額措置について削除するものでございます。

参考資料の38ページをお開きいただきたいと存じますけれども、38ページの第3条関係、また続いて1枚開いていただいて40ページの第4条関係、これにつきましては、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても、勧告を踏まえ改正をするものでございます。

附則といたしまして、第1項の施行期日等でございますけれども、この条例は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行させていただくものでございます。

第2項につきましては、遡及適用の規定でございます。

第1条の規定は、平成29年4月1日から、第3条の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第3項は、職務の級の異動者に対して必要な調整を行うことができる規定でございます。

また、第4項につきましては、給与の内払いの規定でございまして、平成29年4月以降に支払われた給与は内払いとみなすものでございます。

第5項でございますが、条例の施行に関する規則への委任規定、また第6項は、本改正に伴い勤務時間条例中の条文を削るものでございます。

続いて、誠に恐れ入りますけれども、議案書の17ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案書の17ページでございます。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料の22ページでございますけれども、あわせてごらんいただきたいと存じます。

本案につきましては、統合小学校の開校に伴いまして、長南町小中一貫校設立委員会設置条例が失効しておりますことから、これに関する委員を削らせていただくことが一つでございます。

また、地域における医療及び介護の総合的な確保を維持するための関係法律の整備等に関する法律の改正によりまして、認知症初期集中支援チームの設置が義務づけられ、これを構成する認知症の専門医、認知症サポート医でございますけれども、その職並びに7万円の報酬月額を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

誠に雑駁で相整いませんが、以上で議案第4号から議案第10号までの内容の説明とさせていただきます。

ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） これにて議案第4号から議案第10号までの内容説明は終わりました。

議案第11号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

議案書35ページをお願いいたします。

議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の36ページをお願いいたします。

あわせて、説明の内容につきましては、参考資料の43ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、町の歳入金の未納に関する督促状の発行の際に徴収している督促手数料について、町税に関しましては平成21年度から廃止しております。今回、分担金、使用料、手数料等の税外収入についても、町税との整合性を図り、徴収事務を効率化するため、関係する6つの条例の一部改正を一括して行って督促手数料を廃止するものでございます。

2の改正の内容でございますが、第1条では、諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに延滞処分に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。内容といたしましては、督促手数料の廃止に伴い、題名を改める、また督促手数料の規定を削除するものでございます。

参考資料の45ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条では、諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに延滞処分に関する条例の題名を改めることから、手数料を削除し、題名を諸収入金の督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例に改めるものです。

また、第2条の督促では、第3項の第1項の規定による督促状を発した場合においては、督促状1通について50円の手数を徴収するを削除し、第4条、滞納処分では、督促手数料を削除し文言を改めるものでございます。

恐れ入ります。43ページにお戻り願います。

第2条では、長南町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正を、第3条では、長南町笠森霊園条例の一部改正を、第4条では、長南町準用河川占用料に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。第2条、第3条、第4条とも、第1条で題名を改正する条例を引用しているため、文言の整理を行おうとするものでございます。

第5条では、長南町道路占用料に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。改正内容は、督促手数料廃止に伴う文言の整理及び第1条で題名を改正する条例を引用しているため文言の整理を行うものです。

恐れ入ります。46ページの新旧対照表をお願いいたします。

中ほどの第5条、長南町道路占用料に関する条例の第6条の見出し及び同条第1項中、督促手数料及びを削除し、第2項の督促手数料の額は、督促状1通につき50円とするを削除し、第3項中の手数を削除するものでございます。

43ページにお戻り願います。

第6条では、長南町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。第5条の長南町道路占用料に関する条例の一部改正と同様の改正をしようとするものです。

議案書の37ページの附則になりますが、第1項で施行期日を平成30年4月1日からとするものです。

以上、議案第11号 諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第11号の内容説明は終わりました。

議案第12号及び議案第13号の内容説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

〔税務住民課長 仁茂田宏子君登壇〕

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、参考資料48ページ及び49ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の改正の趣旨でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第4条、国民健康保険法の一部改正が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、長南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、平成30年度から国保の都道府県単位化によって、千葉県が市町村とともに国保の保険者となり、財政運営の責任主体となるため、県にも国保運営協議会が設置されることから改正するも

のでございます。

それでは、議案書39ページをごらんいただきたいと存じます。

第1章及び第1条関係につきましては、町が行う国民健康保険の事務を定める規定の整備でございます。

第2章の第2条関係につきましては、国民健康保険法第11条の国民健康保険事業の運営に関する協議会の改正に伴い、改めさせていただくものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

続きまして、議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書40ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料50ページから52ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

今回の改正の趣旨でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第11条、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が追加され、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、平成30年4月1日から、後期高齢者医療制度に加入する国保の住所地特例適用者につきましては、引き続き住所地特例が適用されるようになります。

この住所地特例とは、国保の資格の適用は住所地で行うことを原則としておりますが、施設などに入所し住所が移動した場合は住所地特例を設けて、前住所地の被保険者としていただいております。

しかしながら、現行制度では、国保の住所地特例適用者が後期高齢者医療保険に移行する場合に、住所地特例が適用されないため、入所地の広域連合が保険者となっておりますので、国保の住所地特例適用者が広域連合の被保険者となった場合でも、住所地特例が適用されるように改正するものでございます。

それでは、議案書41ページをごらんいただきたいと存じます。

第3条第1項第2号から第4号につきましては、法第55条の2の規定などの整備によるものでございます。

5号につきましては、国保の住所地特例適用者が後期高齢者医療制度に加入しても、引き続き住所地特例が適用される規定を追加するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

なお、この改正につきましては、平成30年4月1日以降に、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる場合から適用するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第12号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第13号 長南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第12号及び議案第13号の内容説明は終わりました。

議案第14号から議案第16号までの内容説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第14号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の42ページをお願いします。

議案第14号 長南町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

43ページをお願いいたします。またあわせて、説明内容について、参考資料の53ページに記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、制定の要旨でございますが、3年ごとに見直すことになっている介護保険料について、平成30年度から平成32年度までの介護保険料、第7期になりますが、この保険料を定めるため、また督促手数料及び保険料の減免規定について、実情に見合うよう町の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の54ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第2条第1項に定める期間を、平成30年度から32年度に改め、保険料は現行の保険料を据え置きとするものでございます。

現行の保険料につきましては、参考資料の55ページに記載しておりますが、基準額は第5段階で月額5,200円となります。

54ページにお戻りいただきたいと思います。第6条でございますが、督促手数料は税条例の例に倣い削除するものでございます。

次の第9条でございますが、保険料の減免については、保険料の減免できる条件の一つに、想定外の事情に対応するため、特別な事情があることを加えるものでございます。

第13条の罰則規定でございますが、罰則の対象者に第2号被保険者の配偶者及び第2号被保険者が属する世帯の世帯主等を加えるため、現行、第1号被保険者となっているものを被保険者と改めるものでございます。

議案書の43ページ、ごらんいただきたいと思います。附則をごらんいただきたいと思います。

附則の第1項で、施行期日を平成30年4月1日とするもの、第4項では、低所得者対策として、平成30年度の第1段階の保険料を2万8,080円に軽減する特例を設けるものでございます。

以上で、議案第14号の長南町介護保険条例の一部を改正する条例の内容でございます。

続きまして、議案第15号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いします。

議案第15号 長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

45ページをお願いします。また、参考資料56ページ以降に説明内容、改正の新旧対照表を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、改正の要旨でございますが、平成29年6月に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の

一部を改正する法律の制定に伴い、介護保険法及び介護保険法施行令の改正が行われました。

改正の内容の一つは、地域密着型サービスに共生型地域密着型サービスの特例が追加されました。この共生型地域密着型サービスとは、障害者福祉の居宅サービス事業者が介護保険制度の指定を受けて行う居宅サービスのことで、この改正により障害福祉サービス事業者が介護保険サービスに参入しやすくしようとするものでございます。

2つは、指定を受けられるものは、今までは法人だけだったんですが、それに診療所を追加するということになります。

地域密着型サービスは、町が基準を定め、事業者の指定を行うことになりますので、この改正を受けて、長南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の59ページをごらんいただきたいと思います。

ここに介護サービスの種類の表になりますが、市町村が指定監督を行うサービスについては、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスがございます。

この地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの区分は、介護保険の認定区分で、介護1から5までと認定された方が利用するのが地域密着型サービス、要支援1・2と認定された方が利用するのが地域密着型介護予防サービスという形になります。

57ページに返っていただいて、新旧対象表をごらんください。

まず、第1条の要旨と第4条の事業の人員、設備、運営に関する基準等の条文に、介護保険法第78条の2の2の第1項第1号及び第2項に定める共生型地域密着型サービスの規定を条文に加えるものでございます。

第3条では、事業の指定を受けられるものの中に、診療所を開設しているものを加えるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上が、議案第15号の内容でございます。

続きまして、議案第16号の内容について説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第16号 長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

47ページをお願いします。また、あわせて、参考資料61ページ以降に、説明内容、新旧対照表を記載してありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨ですが、議案第15号の改正の趣旨と同様に、介護保険法の改正により、地域密着型介護予防サービスにおいても、共生型地域密着型介護予防サービスが追加されましたので、これにあわせて町の基準条例の一部を改正するものでございます。

参考資料の62ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条の趣旨と第3条の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の条文に、介護保険法第115条の12の2第1項第1号及び第2項に定める共生型地域密着型介護予防サービスの規定を加えるものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で、議案第14号から16号までの条例の一部改正の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第14号から議案第16号までの内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時20分を予定しております。

(午前11時09分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長（板倉正勝君） 保健福祉課長の荒井清志君から、体調不良のため医者に行ってくる旨の届け出がございましたので報告します。

以上で報告を終わります。

議案第17号の内容説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて、内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の48ページをお開きください。

議案第17号 財産の無償貸付につき議決を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、旧西小学校の利活用に関する経緯などについて、若干触れさせていただきたいと存じます。

旧西小学校に係る小学校の跡地活用、株式会社マイナビ様の誘致につきましては、そもそものきっかけは昨年2月、文部科学省の未来につなごうみんなの廃校プロジェクトが始まりであり、その後本年度事業による国の推進交付金事業を利用した千葉県等との官官連携事業として、廃校活用セミナーの開催、企業誘致モニターツアーなどを開催し、町への進出に対し興味関心を強くいただいたところでございます。

本年度は、町長自らがトップセールスとして、今までの受け身の状態から積極果敢な招致体制を整え、自ら体を動かし実践して、その効果がうまく実った形として、株式会社マイナビ様の誘致までこぎつけた状況であります。

ご案内のとおり、株式会社マイナビの設立につきましては、昭和48年、資本金は21億210万円、従業員数は7,050名で、営業所など全国主要都市に63拠点を設け、売上高1,097億円を誇る大企業でございます。

事業内容は、就職情報、転職情報、アルバイト情報などを中心とした総合情報サービス会社です。今回の進出に係る提案内容につきましては、地域活性化を目的とした団体向け宿泊事業ということで、宿泊事業を基盤、中心に事業展開を図っていく予定です。

特に、マイナビさんの情報発信を得意とする分野で、町の産業、観光、特産品などの地域資源を活用し、住民や各種団体と協力して、観光の情報発信や交流人口などの地域活性化に取り組む内容となっております。

小学校跡地活用検討委員会につきましては、協議・検討していただいたところ、旧西小学校の活用提案につきましては全員賛成という結果となり、12月1日付で町長宛での検討結果を受理いたしました。

町としては、地域活性化や雇用創出が期待でき、地域住民の皆さんにも安心して受け入れてくださる優良企業と判断し、昨年12月8日に議会全員協議会での事前説明、今年に入り1月28日曜日の昼間、2月2日の平日夜間、金曜日の両日にわたる住民説明会、あるいはまちづくり委員会などの答申などを経て了承をいただいております。

そこで、今回、財産の貸し付けにつき、議会の議決を求めることについてお願いをするものでございます。

地方自治法には、議決事件として、第96条第1項第6号には、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとあり、6号には条例で定める場合を除くほか、財産を交換し出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けること、この条文を根拠条文として議会に提出するものでございます。

また、無償貸し付けとする理由につきましては、大きく5点ほど掲げられます。

1点目は、地域の雇用創出、地域貢献に寄与する面が非常に高く、地域活性化に資する点、特に交流人口の増加、長南町の魅力発信等の地域活性化に貢献できる期待度が非常に高い点が上げられます。

2点目につきましては、貸付条件において、災害時の避難場所、選挙投票所、地域住民のイベント事業などに対し無償で貸し付けてくれる点。

3点目として、小学校跡地の恒常的な維持管理経費の節減につながり、町の財政負担が大きく縮減、圧縮することとなる点。

4点目として、町側として企業を受け入れる小学校跡地、企業間同士の相互醸成機運が高まるメリットとなる点。

5点目として、全国的に廃校する学校がふえ続けていく中、町のセールスポイントの一部として、進出企業を引きつけるメリットとなる点。

これは、ほかの地方自治体へ逃げられることを大きく阻止することができ、他市町村の差別化が明確に図れることとなり、企業誘致のための大きな魅力のあるポイントとなる点など、大きく5つとする理由から、無償による貸し付けをお願いするものでございます。

それでは、見開きの議案書の49ページをごらんいただきたいと思います。

1、無償貸し付けする財産の種類として、土地、建物及び建物の附属物並びに構築物とするものでございます。

2、無償貸し付けする財産の所在等でございますが、土地につきましては、この表にお示ししてございましており9筆となっております。現況は、全て学校用地、合計面積は2万1,301.37平米となるものでございます。

建物につきましては、北側校舎、鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積1,347平米、南側校舎、鉄筋コンクリートづくり、延べ床面積1,171平米、屋内運動場、鉄骨づくり、延べ床面積832平米となっているものでございます。建物の附属物として、建物に附属する電気設備、給水設備及びその他の設備とするものでございます。構築物については、屋外プールでございます。

3、無償貸付する相手方につきましては、所在地として、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号、名称は株式会社マイナビ、代表者は代表取締役中川信行氏でございます。

4 点目、無償貸し付けの期間につきましては、来年の元号改正等を踏まえ、西暦表示を加えまして、平成30年（2018年）3月20日から平成35年（2023年）3月31日までとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第17号の内容説明は終わりました。

議案第18号から議案第20号までの内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第18号から議案第20号まで、長南町道路線の廃止、変更、認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。

議案第18号 長南町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり廃止することについて議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

51ページをお願いいたします。

町道廃止路線調書でございます。

今回お願いいたします町道の廃止路線は、3ブロック東地区の1路線で、整理番号は971番です。

この路線は、芝原地先の太陽光発電事業の区域内に位置する道路でありまして、道路に隣接する土地の所有者が同一でありまして、道路としての用途が必要なくなったことから廃止をお願いするものでございます。

52ページをお開きください。

廃止する路線の内容を記載しております。

路線番号は3,230番で、路線名は3級町道芝原41号線でございます。道路の起点、終点、延長、幅員は記載のとおりでございます。

次に、道路線の変更について説明させていただきます。

53ページをお願いいたします。

議案第19号 長南町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

54ページをお開きください。

町道変更路線調書でございます。

町道の変更路線の内容につきましては、2級町道2路線、その他3級町道では3ブロック東地区で3路線と、4ブロック西地区で2路線、合わせまして7路線を今回お願いするものです。

55ページをお願いいたします。

変更する路線の内容について記載しております。

路線番号2-6番、2級町道利根里線は、坂本地先の旧道払い下げに伴う変更でございます。

次の路線番号2-13番、2級町道西湖永井線と、路線番号3,090番、3級町道豊原90号線は、この後ご説明させていただきます1級町道芝原豊原線の認定に伴います接続部の変更でございます。

次の路線番号3,173番、3級町道地引24号線と、路線番号3,359番、3級町道芝原85号線は、前年度に実施いたしました舗装新設工事に伴う変更でございます。

次の路線番号4,125番、3級町道市野々5号線と、路線番号4,137番、3級町道市野々17号線は、同じく前年度に実施いたしました高堰口橋のかけかえ工事に伴う道路線の変更となります。

変更事項の新旧の対比を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、道路線の認定についてご説明させていただきます。

56ページをお願いいたします。

議案第20号 長南町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり認定することについて議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

57ページをお願いいたします。

町道認定路線調書でございます。

今回、町道に認定する路線は、1級町道1路線でございます、整理番号は11番です。

58ページをお開きください。

認定する路線の内容を記載しております。

路線番号1-11番、路線名は1級町道芝原豊原線でございます。

本路線は、平成14年に町道認定を廃止し、南総広域6号線として農道環境整備事業で整備し管理をされていましたが、一般の交通に供する車両も多く、隣接市町村と同様に、道路法に基づく町道として移管するため認定をお願いするものでございます。

認定の内容といたしましては、道路の起終点、延長、幅員等を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

なお、今回お願いいたします廃止・変更・認定路線の位置につきましては、議員控室に図面を掲示させていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

以上、議案第18号 長南町道路線の廃止について、議案第19号 長南町道路線の変更について、議案第20号

長南町道路線の認定についての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第18号から議案第20号までの内容説明は終わりました。

議案第21号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、今年度の最終補正となりますので、全般を通して事務事業の精算及び人件費の減額補正並びに財政調整基金への積み立てが主なものとなっております。

恐れ入ります。議案書の59ページをお願いいたします。

議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算について。

平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成29年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に1億6,707万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億5,651万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第3表、地方債補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、2款総務費、1項総務管理費の通知カード・個人番号カード関連事業は、個人番号カードにおいて、国が見込んだ枚数に達していないため、また庁舎建設基本方針策定事業は受託者及び庁舎協議に不測の時間を要したため、そして旧西小学校防水改修事業は跡地活用に当たり早急に改修する必要が生じ、本補正で予算計上させていただくところでございますが、年度内の事業完了が見込めないことから、それぞれ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費の道路修繕事業及び橋梁修繕事業では、専門的な技術者の労務調達に不測の日数を要したため、また10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧事業及び河川災害復旧事業におきましては、年内の災害査定が延期されたことから、適正工期が確保できないことから繰り越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正でございます。変更でございますが、公共土木施設災害復旧事業の災害査定結果に伴いまして、借入額820万円を480万円減額して340万円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

誠に恐縮でございますが、事業の精算と人件費の精算の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

1款議会費は79万3,000円の減額を、2款総務費は1,472万7,000円の減額、1項総務管理費は352万8,000円の減額でございます。

1目一般管理費でございますが、18ページをお願いいたします。19節の通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金は、国庫補助金で繰り越しをさせていただくものでございます。

3目の財政管理費では、ふるさと納税の寄附額増に伴いまして、8節、13節、14節のふるさと納税申込フォーム使用料、それぞれを追加するものです。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金でございます。

5目財産管理費ですが、11節は主に旧東小・西小学校設備の修繕料でございます。13節の財産管理委託料54万7,000円は、15節の旧西小学校防水改修工事の管理業務及び旧小学校の理科実験用薬品の処分業務委託料でございます。

19ページをお願いいたします。

15節になりますが、又富団地内の集合住宅用地の給水設備改修工事費及び旧西小学校防水改修工事費を追加させていただくもので、防水改修工事につきましては工事監理業務を含め繰り越しをさせていただくものでございます。

10目無線共聴施設管理事業費でございますが、東電、NTT柱移転に伴う移設工事等の増により追加をするものでございます。

12目過疎対策費では、デマンドタクシーの利用者の増加などに伴い、13節委託料で新公共交通システム運行業務委託料を追加するものでございます。

20ページになりますが、一番上の地域公共交通再編実施計画策定業務委託料は、国庫補助事業が採択されなかったことから、補助分の減額をするものでございます。

4項選挙費は596万9,000円の減額でございます。特定財源につきましては、衆議院議員選挙県委託金でございます。

22ページをお願いいたします。

3款民生費は1,043万3,000円の減額でございます。

1項社会福祉費でございますが846万2,000円の減額となります。

1目社会福祉総務費ですが、23ページをお願いいたします。20節扶助費では、利用者の見込み等を考慮し増額となっております。

24ページをお願いいたします。

24ページの上のほうになりますけれども、23節では、平成28年度における障害者自立支援給付費等に係る国庫負担金の返還金を追加するものでございます。

5目社会福祉施設費は、関原集会所の施設整備事業補助金の追加でございます。

7目臨時福祉給付金事業費は、事業の精算による減額と、これに伴う国庫補助金の減額でございます。

2項児童福祉費でございますが197万1,000円の減額でございます。

25ページに移らせていただきますが、2目児童措置費は長柄町への管外保育所運営費委託料でございます。

3目児童福祉施設費ですが、11節では保育所の浄化槽等の修繕料及び園児の増に伴う児童給食費の追加、18節は机、椅子等の備品購入費の追加でございます。

4款衛生費は2,276万8,000円の減額でございます。

1項保健衛生費でございますが1,989万4,000円の減額となっております。

26ページをお願いいたします。

3目の母子保健費の20節扶助費では、子ども医療費は減額し、未熟児養育医療費及び高校生等医療費扶助につきましては利用者の増によりまして、それぞれを追加するものでございます。特定財源の国庫支出金は、未熟児養育医療国県負担金及び子ども医療費助成県補助金でございます。

5目環境衛生費でございますが、19節の合併処理浄化槽及び住宅太陽光発電の補助金は実績による減額でございます。

27ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費でございますが995万円の減額でございます。

3目農業振興費は、精算による減額となっておりますが、特定財源の国県支出金は鳥獣被害防止総合対策交付金及び農地中間管理事業に係る国の補助金等ございまして、その他特定財源につきましては地域農業推進基金繰入金でございます。

28ページをお願いいたします。

7目ほ場整備費の特定財源につきましては、県補助金であります多面的機能支払交付金等による減額でございます。

29ページをお願いいたします。

6款1項商工費は28万3,000円の減額となります。

7款土木費は3,235万9,000円の減額でございます。

1項土木管理費は3,430万円の減額となっております。

30ページをお願いいたします。

2目の地籍調査費では、交付額の決定により減額するものでございます。

2項道路橋梁費は310万3,000円の追加でございます。

2目道路維持費、13節の町道維持管理委託料の追加は、除雪作業委託によるものでございます。

5項都市計画費は133万2,000円の減額でございます。

1目都市計画総務費でございますが、特定財源の国県支出金は耐震事業に係る国の社会資本整備総合交付金と戸建て住宅耐震県補助金でございます。

31ページをお願いいたします。

消防費でございます。293万8,000円の減額となります。

9款教育費は2,996万4,000円の減額でございます。

32ページをお願いいたします。

2項小学校費では290万3,000円の減額となります。

2目教育振興費、18節の備品購入費では、教科用備品として移動式ミニバスケットボールのバスケットゴールの購入費でございます。

3項中学校費は587万3,000円の減額でございます。

3目学校施設整備費、15節では空調設備工事の精算による減額及び特別支援教室の間仕切り工事費による追加でございます。

34ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は1,477万4,000円の減額でございます。13節委託料は精算による減額で、15節工事請負費では災害査定の結果に伴う減額補正でありまして、繰り越しをさせていただくものでございます。特定財源は、災害復旧費国庫負担金974万7,000円及び地方債480万円を減額させていただくものでございます。

11款公債費は87万9,000円の減額となります。額の確定により補正を行うものでございます。その他特定財源は、減債基金繰入金1,000万円の減額と預金利子でございます。

35ページに移ります。

12款諸支出金、3項基金費は3億693万9,000円の追加でございます。各種基金への積み立てを行うものです。

1目の財政調整基金につきましては2億9,268万2,000円を追加するものです。積み立てにつきましては、前年度からの繰越金の約2分の1及び最終補正の余剰金などを積み立てるものでございます。その他の特定財源1,412万2,000円は、又富団地の売払収入、一般寄附、ふるさと納税寄附等でございます。

5目地域づくり基金につきましては、サニータウン米満の販売に伴う町有財産売払収入及び利子でございます。減債基金ほかの基金は、それぞれの基金から発生した利子を積み立てるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から8款自動車取得税交付金までは、国・県からの財政情報等に基づきまして、それぞれを補正するものでございます。

9款地方特例交付金は交付額を、10款地方交付税は決定した交付額の全額を計上させていただきました。

12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、16款財産収入、18款繰入金、20款諸収入、21款町債の特定財源につきましては、一部ではございますが歳出のほうで説明させていただきましたので説明は省略させていただきます。

17款の寄附金でございますが、これはふるさと納税寄附金を1,100万円追加するものでございます。

19款繰越金は、前年度からの繰越金の全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、36ページ以降に、地方債の補正に係る調書は39ページに明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第21号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第21号の内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前11時55分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（板倉正勝君） 議案第22号の内容説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

[税務住民課長 仁茂田宏子君登壇]

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の60ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成29年度長南町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,799万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,108万6,000円とさせていただきますものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと存じます。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費の増及び前々年度の精算により2,356万3,000円の増額をお願いするものでございます。

9款繰入金、1項2目一般会計繰入金では、1節の保険税軽減分を227万8,000円の減額、また2節保険者支援分116万2,000円の減額につきましては、保険税の均等割及び平等割の軽減対象者数等の減によるものでございます。5節の財政安定化支援事業繰入金781万7,000円の減額につきましても、軽減対象世帯数の減などによるものでございます。また3節職員給与費等繰入金につきましては、給与改定に伴い16万5,000円の追加をお願いするものでございます。

10款繰越金では、前年度の決算に基づき6,552万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出をご説明申し上げますので、7ページをごらんいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によりまして16万5,000円の追加でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者における給付費の増によりまして2,577万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金及び一般財源は繰越金でございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費につきましても、やはり給付費の増によりまして400万円の追加をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、療養給付費等交付金でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費では、3件分の17万1,000円の追加をお願いするものでございまして、特定財源のその他財源は療養給付費等交付金でございます。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金では、5,000円の追加をお願いするものでございまして、一般財源は繰越金でございます。

次の8ページをお開きいただきたいと存じます。

8款保健事業費、2項2目疾病予防費では、人間ドックの助成金を償還払いさせていただくことから、19節負担金、補助及び交付金を設け、13節委託料から15人分の60万円を19節に振り替えるものでございます。

9款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、前年度繰越金3,500万円を基金に積み立てるものでございます。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金1,288万5,000円につきましては、平成28年度において超過交付されました療養給付費等負担金の返還でございます。一般財源は繰越金でございます。

9ページからは、給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第22号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第22号の内容説明は終わりました。

議案第23号の内容説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第23号の内容につきましてご説明申し上げます。

午前中は中座しまして、誠に失礼いたしました。ちょっとお腹に病原菌が、シメサバの菌が入ってしましまして、ちょっとまだ少し痛いんですが、説明させていただきます。

議案第23号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

議案書の61ページをお願いします。

平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。

平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,631万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,200万円とさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

今回の補正は、主として、平成29年度の介護保険事業の決算見込みによる精算と平成28年度で超過交付となっております国庫交付金、県交付金の返還となります。

最初に、第1款総務費ですが、全体では200万8,000円の減額となります。

1項総務管理費で76万9,000円、2項徴収費で67万円、介護認定審査会費で56万9,000円の減額となります。それぞれの事業の精算に伴う減額となります。

2款保険給付費は、給付費のそれぞれ決算を見込む中で7,285万9,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の介護給付費は9億185万3,000円となります。この数字は、ほぼ昨年並みの決算額になると見込んでおります。

9ページから11ページにかけて、説明欄に本目財源更正とあるのは、予算額は変わりませんが平成29年度の給付費の負担割合の変更に合わせて、この補正で財源の更正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款の積立金については、歳入の保険料の余剰金と基金から生じます利子を合わせまして2,134万円を基金に積み立てるものでございます。

4款地域支援事業費につきましては、事業費の決算を見込む中で1,000万7,000円の減額をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

5款諸支出金、1項3目の償還金は、超過交付となりました平成28年度国県支出金の返還金でございまして、1,722万円の追加をお願いするものでございます。財源は、全て28年度からの繰越金となります。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また8款繰入金、1項の一般会計繰入金の減額につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の歳出の減額に伴いまして、それぞれの負担割合、区分に応じまして減額をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして基金からの繰り入れをしないで済みしましたので、全額の減額をお願いするものです。

次に、9款1項1目の繰越金につきましては3,104万4,000円の追加をお願いするもので、28年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正による給与費明細書が、14ページ以降に記載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第23号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。
大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜りまして、ご決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第23号の内容説明は終わりました。

議案第24号の内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、議案第24号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案第24号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成29年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,312万4,000円とさせていただきますものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により内容の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入からご説明させていただきます。

4款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、240万円を減額させていただくものです。減額の内容ですが、充当先であります墓所区画のり面復旧工事費におきまして現地精査の結果、復旧する墓所の箇所数が減ったことによりまして240万円の減額をお願いするものでございます。

次に、7ページの歳出について説明させていただきます。

1款1項1目霊園管理費におきましては、補正額はございませんが内容について説明させていただきます。

2節、3節、4節は、給与改定に伴う補正でございます。

9節、13節、14節、19節、27節は、決算見込みによる減額をお願いするものでございます。

25節積立金は、1目霊園管理費の精算によりまして50万円の追加をお願いするものでございます。また、これらによりまして平成29年度末の財政調整基金の残高は、3,976万1,000円となる見込みでございます。

2款1項1目霊園施設費におきましては、240万円の減額をお願いするものでございます。減額の内容につきましては、歳入で説明させていただいた15節工事請負費における墓所区画のり面の復旧工事の減額でございます。

なお、人件費の補正につきましては、8ページ、9ページに明細を記載しておりますので、後ほどごらんい

ただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明でございましたが、議案第24号 平成29年度笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第24号の内容説明は終わりました。

議案第25号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第25号の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の63ページをお開きください。

議案第25号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成29年度長南町の農業集落排水事業特別補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,446万3,000円とさせていただきますのでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入より説明させていただきますので、6ページをごらんいただきたいと存じます。

4款1項1目1節では、前年度繰越金386万3,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては、給与改定に伴う人件費の追加及び減額でございます。

2款1項1目施設管理費におきましては、384万9,000円の追加をさせていただきますのでございます。11節につきましては、芝原処理場のうわみず水排水装置の修繕及び中継ポンプ場の水位計などの交換費用194万1,000円の修繕料及び電気料の追加でございます。15節工事請負費100万円の追加でございますが、これは豊原、関原地先のマンホールの周囲管路掘削部分の舗装修繕工事等の追加でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第25号 平成29年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第25号の内容説明は終わりました。

議案第26号の内容説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

[ガス課長 大杉 孝君登壇]

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第26号の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第26号 平成29年度長南町ガス事業会計補正予算について。

平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

補正につきましては、決算を見込む中での補正をお願いするものでございます。

補正予算書は別冊となっております。補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）第1条、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第2条、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。第1号、供給戸数を当初比9戸減の4,606戸、第2号、年間供給量を863万2,000立方メートル、第3号、1日平均供給量を2万3,650立方メートルとするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款ガス事業収益、補正額33万1,000円を追加し6億7,851万5,000円とさせていただくものでございます。項の内容につきましては、補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用、補正額40万円を追加し6億7,481万9,000円とさせていただくものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の不足額の補填財源を改めさせていただきます。2行目の末尾からになりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,006万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金590万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,230万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,239万8,000円、建設改良積立金2,944万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款資本的支出、補正額102万6,000円を追加し、2億1,681万1,000円とさせていただくものでございます。

第1項建設改良費では、人件費及び台風により被災した施設修繕でございます。

第5条では、給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額124万8,000円を追加し、5,815万円とさせていただくものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

平成29年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では9万6,000円を減額するもので、大口供給需要家の需要量減によるものでございます。

2項営業雑収益、1目受注工事収益では、一般家庭などの内管受注工事費増により42万7,000円を追加する

ものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、2項供給販売費及び、4ページの3項一般管理費では、人件費及び精算に伴う補正をお願いするものでございます。

4項営業雑費用では、内管受注工事費増に伴うものでございます。

次に、5ページでございます。

資本的支出でございます。

1款1項建設改良費では、補正額102万6,000円を追加し1億8,840万3,000円とするものでございます。人件費及び台風で被災しましたガバナーハウスの修繕等でございます。

6ページをお願いいたします。

平成29年度ガス事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって、実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側下の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は、設備投資により2,259万5,000円減となり、29年度末の資産残高は1億3,218万7,000円を見込むものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

平成29年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

ガス事業の経営状況をあらわしたもので、3月末の見込みを税抜きでお示しをしております。当年度純利益は、右側、下から3行目でございますが、営業収益から営業費用を差し引きました純利益は129万8,000円の見込みでございます。前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は、710万8,000円を見込むものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

平成29年度ガス事業会計予定貸借貸借表でございます。財政状態をあらわしたものでございます。

まず、資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが資産合計は16億7,943万7,000円でございます。

続きまして、9ページでございます。

負債の部では、3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせました負債合計は8億1,861万円でございます。次の資本の部では、6の資本金、7の剰余金の合計、資本合計では8億6,082万7,000円となり、下の二重線の負債資本合計では16億7,943万7,000円でございます。

前の資産合計と負債資本合計が複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

次の10ページ、11ページにつきましては、給与明細書でございます。12ページは、補正後の実施計画を、長南町、睦沢町分けた内容でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、平成29年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第26号の内容説明は終わりました。

議案第27号の内容説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算について。

平成30年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度長南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ43億5,600万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方債でございます。

地方自治法の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものでございます。

第3条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

平成30年度に借り入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債1億8,200万円、過疎基金及び利根里線に係る過疎対策事業といたしまして4,600万円、道路橋梁修繕に関する公共事業等8,800万円、合計3億1,600万円を借り入れようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により、歳出からご説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

1款議会費は8,853万2,000円の計上でございます。

25ページをお願いいたします。

2款総務費では、前年度比437万8,000円減の8億1,927万3,000円を計上してございます。

1項総務管理費は、810万7,000円増の6億8,100万9,000円の計上でございます。

30ページをお願いいたします。

3目財政管理費のふるさと納税でございますが、総務省の要請により、今年の1月から、返礼割合を約50%から30%に見直しを行ったことから、8節報償費等を減額させていただいております。その他特定財源につきましては、ふるさと納税寄附金でございます。

5目財産管理費でございますが、旧長南・豊栄小学校の維持管理経費として、11節では電気料ほか、12節では建物火災保険ほか、13節では各種管理委託料を計上しております。

33ページをお願いいたします。

19節になります。19節、一番下になりますけれども又富団地合併処理浄化槽敷設補助金900万円でございますが、又富団地集中浄化槽の老朽化に伴う家庭用小型合併浄化槽敷設工事に係る補助金でございます。

35ページをお願いいたします。

8目地域振興費は、地方創生推進交付金を活用した企業等誘致委託料の減が主な減額要因となっております。36ページに移ります。

19節になります。茂原市、木更津市との広域連携にかかわる高速バス実証運行負担金91万円を、また本町の空き家バンク制度に登録された物件を売却等するものへの支援をするため、新たに空き家バンク登録促進事業補助金120万円を計上いたしました。

9目防災対策費でございますが、37ページになります。13節委託料では全国瞬時警報システム受信機交換業務委託料を、19節では自主防災組織補助金として防災倉庫購入補助金を追加し、1世帯当たりの活動補助金を200円から400円にするものでございます。

38ページをお願いいたします。

12目過疎対策費でございますが、8節、9節、11節、12節、14節、19節で、地域おこし協力隊事業の経費として229万6,000円を計上しております。国県支出金の特定財源は、社会資本整備総合交付金地域住宅支援事業で、その他の特定財源は過疎基金繰入金及び新公共交通システム使用料でございます。

44ページをお願いいたします。

4項選挙費でございますが、45ページになります。3目で平成31年4月予定の千葉県議会議員選挙費の一部を計上させていただいております。

47ページをお願いいたします。

3款民生費は、前年度比5,186万円減の9億5,934万1,000円を計上しております。

1項社会福祉費でございますが、前年度比1,667万8,000円減の6億9,980万9,000円でございます。減額の要因といたしましては、臨時福祉給付金事業の終了によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

1目の社会福祉総務費の20節扶助費になります。前年度に比べ増額となっております。

51ページの28節繰出金は減額となっております。

53ページをお願いいたします。

6目後期高齢者医療費は、19節の医療給付費負担金が前年度に比べ増額となっております。特定財源につきましては、後期高齢者医療基盤安定基金負担金でございます。

2項の児童福祉費は、前年度比3,518万2,000円減の2億5,953万2,000円の計上でございます。減額の要因は、

児童クラブ施設建設事業の完了によるものでございます。

58ページをお願いいたします。

4款衛生費では、前年度比659万5,000円増の3億4,681万2,000円を計上してございます。

1項保健衛生費は、2,017万1,000円増の2億8,475万5,000円の計上でございます。

61ページをお願いいたします。

3目母子保健費の20節扶助費では、妊婦・乳児健康診査費に妊婦健康診査費用助成を追加し、不妊治療費助成の経費も新たに計上させていただいております。高校生等医療費扶助は、実績により、前年度に比べ増額となっております。3目母子保健費の特定財源は、子ども医療費助成事業県補助金等でございます。

63ページをお願いいたします。

5目環境衛生費の13節委託料でございますが、役場及び中学校に保管しているPCB廃棄物の安定器について、処理委託料1,370万円を計上いたしました。5目環境衛生費の特定財源でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業国県補助金等で、その他の特定財源は畜犬登録等手数料でございます。

64ページをお願いいたします。

5款農林水産業費は、前年度比1,115万1,000円増の4億6,914万4,000円を計上してございます。

1項農業費は、1,114万4,000円増の4億6,872万4,000円の計上でございます。

66ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございますが69ページになります。19節の中ほどの地域農業整備事業補助金については、前年度に比べ減額となっておりますが、農地中間管理機構集積補助金は増額となっているところでございます。

恐れ入ります。66ページに戻っていただきまして、3目農業振興費の特定財源でございますが、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、農地中間管理事業機構集積国庫補助金、飼料用米等拡大支援事業県補助金等で、その他の特定財源は過疎基金、地域農業推進基金繰入金でございます。

71ページをお願いいたします。

6目ほ場整備費の15節工事請負費では、土地改良施設維持管理適正化事業整備工事として、2地区の用水機場改修工事を、また山内ホテルの里の駐車場整備工事などの経費を計上いたしました。

73ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費、15節工事請負費では、老朽化に伴う屋上の防水改修工事費を計上させていただいております。

74ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比5,991万3,000円増の1億484万4,000円の計上でございます。

1目商工業振興費では、75ページになりますが、19節で商工会館建設補助金2,400万円を計上させていただきました。その他の特定財源につきましては、町商工会貸付金元金1,000万円等でございます。

2目の観光費でございます。76ページになりますが、観光施設整備として、13節委託料、下段のほうになりますが、野見金公園整備委託料300万円を、77ページになりますが、15節では観光地魅力アップ整備事業県補助金を活用した笠森町宮駐車場トイレ整備工事及び駐車場整備工事の経費を計上させていただいております。

78ページをお願いいたします。

7款土木費は、前年度比4,006万1,000円増の6億363万6,000円を計上してございます。

1項土木管理費は、1億305万4,000円減の2億1,703万9,000円の計上でございます。

79ページをお願いいたします。

2目の地籍調査費でございますが、事業量の減に伴い減額となっております。特定財源は、地籍調査費県負担金でございます。

2項道路橋梁費は、1億4,112万5,000円増の3億6,766万円の計上でございます。

81ページをお願いいたします。

2目道路維持費では、舗装、のり面の道路修繕工事費を、3目道路新設改良費では、82ページになりますが、測量設計の業務委託費及び利根里線道路改良工事費を、また4目橋梁維持費では、老朽化に伴う橋梁の修繕設計委託料及び工事費を、それぞれ社会資本整備総合交付金、道路事業の国庫補助事業を生かし予算を計上させていただいております。

84ページをお願いいたします。

8款1項消防費は1億5,442万3,000円の計上でございます。

85ページになりますが、9款教育費は前年度比7,320万5,000円減の3億5,646万8,000円を計上してございます。減額要因といたしましては、主に中学校の普通教室等空調設備工事及び油殿古墳の指定文化財環境整備委託の完了によるものでございます。

90ページをお願いいたします。

3項中学校費は、1,061万6,000円減の4,388万4,000円の計上でございます。

93ページをお願いいたします。

3目学校施設整備費では、テニスコート改修工事費を計上いたしました。

4項社会教育費は、3,700万1,000円減の4,924万3,000円の計上でございます。

96ページをお願いいたします。

3目文化財保護費では、97ページになりますが、13節で地方創生推進交付金を活用した（仮称）渡邊辰五郎記念館建設基本設計業務委託料を計上させていただいております。

98ページをお願いいたします。

5項の保健体育費でございますが、1,604万9,000円減の1億713万9,000円の計上でございます。

101ページをお願いいたします。

2目給食施設費の13節委託料では、給食所屋上防水改修工事設計業務委託料の経費を計上させていただきましました。

102ページをお願いいたします。

10款災害復旧費につきましては、千田地先の県単小規模治山緊急整備事業完了により減額となっております。

11款公債費でございますが3億9,646万円を計上してございます。その他特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

103ページをお願いいたします。

12款諸支出金につきましては4,706万3,000円の計上でございます。

3項基金費、1目財政調整基金は1,205万1,000円を積み立てるものでございます。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金、一般寄附、利子等でございます。

104ページをお願いいたします。

13款予備費では1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し1,570万1,000円減の10億7,520万4,000円の計上でございます。

1項町民税では、個人、法人合わせまして前年度比1,190万円増の3億8,505万円となっております。個人町民税は、所得割の増により700万円の増、法人は490万円の増額となっております。

2項固定資産税につきましては、前年度比1,900万1,000円減の6億1,155万4,000円を見込んでおります。評価替えによる家屋分の税額の減によるものでございます。

3項軽自動車税につきましては2,860万円を見込んでおります。

4項たばこ税、5項鉱産税につきましては、平成29年度の実績を見込む中で計上をさせていただきました。

2款から11款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び平成29年度の実績見込みにより計上させていただきました。

2款地方譲与税は7,800万円、13ページに移りますが、6款地方消費税交付金は1,000万円増の1億5,000万、7款ゴルフ場利用税交付金は前年度同額の9,500万、14ページになりますが、10款地方交付税は900万円減の13億5,200万円の計上でございます。このうち普通交付税は、1,400万円増の12億4,100万円、特別交付税は、地籍調査に係る交付分の減額2,300万円を見込み1億1,100万円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金は4,768万2,000円、15ページに移りますが、13款使用料及び手数料は5,841万3,000円、14款国庫支出金は3億4,572万8,000円の計上でございます。

16ページになりますが、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金であります社会資本整備総合交付金、道路事業が増額の主な要因となっております。

17ページをお願いいたします。

15款県支出金は、6,476万7,000円減の3億5,373万円の計上でございます。減額につきましては、地籍調査費負担金によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

2項5目商工費県補助金では、観光地魅力アップ整備事業補助金を計上してございます。

20ページをお願いいたします。

17款寄附金でございますが3,005万円の計上でございます。

18款繰入金は、3,208万6,000円減の2億9,181万7,000円の計上でございます。

21ページに移ります。

19款繰越金は5,000万円を、20款諸収入は7,318万6,000円を、3項貸付金元利収入として、町商工会貸付金元金1,000万円を計上いたしました。

22ページになりますが、21款町債は5,200万円増の3億1,600万円の計上でございます。増額要因は、23ページになりますが、土木債の公共事業等債借り入れの橋梁修繕工事によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、105ページ以降に給与費明細書のほか参考資料を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議案第27号 平成30年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第27号の内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時15分を予定しております。

(午後 2時00分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時16分)

○議長（板倉正勝君） 議案第28号及び議案第29号の内容説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

[税務住民課長 仁茂田宏子君登壇]

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の66ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、平成30年度の予算編成に当たりましては、平成30年度から千葉県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることで、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に交付いたしますが、町が徴収した保険税は県に国保事業費納付金として納付するなど、国保財政を管理運営することになります。町も引き続き国民健康保険の保険者として、資格管理や保険給付、保険税の賦課、徴収など、被保険者に身近な保険業務を担ってまいります。

平成30年度施行の新国保制度に対応した財務の取り扱い及び予算編成につきましては、厚生労働省から示された内容を反映し、新たな制度に対応した国民健康保険特別会計の予算編成を行ったところでございます。

なお、この制度改正に伴いまして、予算上に廃款及び廃項等がございますので、この分についての説明は省かせていただきますのでご了承いただきたいと存じます。

本年1月1日現在の被保険者は2,242人、退職被保険者は73人、全体では2,315人ございまして、前年度の同時期に比べ99人の減でございます。加入率は28.3%でございます。

それでは、別冊の予算書の119ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成30年度長南町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,870万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが130ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、前年度に比べ505万円増の4,038万2,000円をお願いするものでございます。この増額分は、平成29年度から、職員1人が増員となりました人件費でございまして、財源につきましてはその他財源の一般会計からの職員給与費の繰入金でございます。また、13節委託料等につきましては、一般財源の保険税でございます。

次の132ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費につきましては、過去の保険給付費の実績や被保険者数の動向、さらに最近における医療費の動向などを考慮いたしまして、前年度当初予算に比べ380万円増の8億2,128万2,000円を見込んだところでございます。このうち、特定財源の県支出金8億1,571万3,000円につきましては、県が給付に必要な費用を全額町に交付いたしまして、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

次の134ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに、被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映しました国保事業費納付金決定額2億3,430万円を計上させていただいたところでございます。その他財源につきましては、一般会計繰入金また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

次の135ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経費1,000円の計上でございます。

5款保健事業費につきましては、次の136ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健診や保健指導また医療費適正化など被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上など、より効果の上がる取り組みを進めるために、前年度に比べ710万8,000円増の2,074万円をお願いするものでございます。特定財源は、県支出金のほか一般財源の保険税でございます。

2項2目疾病予防費の850万円は、人間ドックの委託料185人分を見込んでおります。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づく積立分と基金の利息でございます。

次の137ページをお願いいたします。

7款諸支出金につきましては、保険税の還付金等110万4,000円でございます。

次の138ページの8款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが126ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業などに必要な費用を加えまして、予算額2億1,300万円を見込ませていただきまして、前年度と比較し2,631万4,000円の減でございます。平成29年度決算見込み額と対比いたしますと、2,887万円ほどの減でございます。

2款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として8億1,571万3,000円を見込みまして、2節特別交付金では保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金として903万5,000円を見込むものでございます。

次の127ページをお願いいたします。

3款繰入金につきましては8,624万6,000円でございます。内訳といたしまして、1目一般会計繰入金、1節の保険税軽減分では3,184万7,000円のうち、県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。2節の保険者支援分では、1,973万6,000円のうち、国が2分の1を、県及び町がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金5,158万3,000円の75%、金額にしまして3,868万8,000円を、国と県が負担しているものでございます。3節職員給与費等繰入金では4人分を、4節助産費等繰入金では1件当たりの支給額42万円の3分の2は交付税措置され10件分を見込んでおります。5節財政安定化支援事業繰入金では、保険財政の健全化及び保険税負担の平準化のために町が負担するものでございます。

4款繰越金では、前年度の繰越金として379万円の計上でございます。

5款諸収入につきましては、次の128ページをあわせてごらんいただきまして、延滞金及び特定健診の受診者負担金等91万6,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして15.6%の2億930万円減の11億2,870万円とさせていただきます。

140ページからは、給与費明細書となりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の67ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に規定されております資格の得喪事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を、町特別会計予算で

願います。本年1月1日現在の被保険者数は1,746人でございまして、前年度の同時期に比べ19人の減でございます。

それでは、別冊の予算書の149ページをお開きいただきたいと存じます。

それでは内容に入らせていただきます。

平成30年度長南町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,590万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが155ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費につきましては、194万9,000円をお願いするものでございまして、保険料の徴収事務に係る電算処理委託料などがございます。その他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億1,082万4,000円を、広域連合へ納付するものでございます。

3款保健事業費では、次の156ページをあわせてごらんいただきまして、人間ドック52件分の委託料及び歯科健診事業費を合わせました242万5,000円をお願いするものでございます。その他財源は、広域連合からの長寿健康増進事業補助金でございます。

4款諸支出金では、保険料の還付金など20万2,000円を計上させていただいております。その他財源は、広域連合からの保険料還付金等でございます。

5款予備費では、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが154ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2年ごとに保険料率を改定しておりまして、平成30年度は改定年度に当たり、均等割額は4万1,000円、所得割率は7.89%、また賦課限度額は62万円と決定されたところでございます。この保険料率から7,833万4,000円を計上させていただいたところでございます。

2款繰入金につきましては、3,384万8,000円を見込みまして、1節の保険基盤安定繰入金では保険料軽減分の補填として、県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

3款繰越金では、前年度からの繰越金として52万8,000円の計上でございます。

4款諸収入では、広域連合からの保険料の還付金、雑入での賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長寿健康増進事業補助金など319万円の計上をさせていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度と比較いたしまして7.3%の790万円増の1億1,590万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、議案第28号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第29号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第28号及び議案第29号の内容説明は終わりました。

議案第30号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第30号の内容につきまして説明させていただきます。

議案書の68ページをお願いいたします。

議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算について。

平成30年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書159ページをお願いします。

まず、平成29年度12月末現在の介護保険の状況でございますが、65歳以上の第1号被保険者数は3,264名でございます。高齢化率は40%となりまして、昨年比1.7%上昇しております。介護認定者は575名でございます、このうち84.9%に当たる488名の方が何らかの介護サービスを利用されております。内訳でございますが、居宅介護サービスを利用されている方が312名、施設介護サービスを利用されている方が121名、地域密着型介護サービスを利用されている方が55名となっております。昨年の同時期に比べますと微増というような状況になっております。この状況をベースに30年度の予算は編成をしているところでございます。

それでは内容に入らせていただきます。

平成30年度長南町の介護保険特別会計予算です。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億4,900万円と定めるものでございます。

第2条は、歳出予算の流用できる範囲を示したものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明させていただきます。

169ページをお願いします。

1款総務費につきましては、前年度比320万9,000円減の2,260万4,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費の繰入金でございます。

1目一般管理費につきましては、職員1名分の人件費と介護システムの委託料、使用料が主な内容でございます。前年度に比べ339万2,000円の減となっておりますが、昨年は第7期介護保険事業計画の策定業務委託料が入ってございましたが、これが終了に伴い減額となったところでございます。

170ページをお願いします。

3項の介護認定審査会費につきましては、931万4,000円をお願いするものでございます。48万6,000円の増額となっておりますが、主な理由につきましては171ページにあります19節で介護保険法の改正により、広域で使用している介護認定システムの改修が必要になったことから、この広域への負担金が増となったところで

ございます。

171ページをお願いします。

2款の保険給付費につきましては、認定者、利用者とも安定傾向であります。平成29年度の利用状況に基づく推計により、サービス必要量を見込み、全体では0.1%増、9億7,562万2,000円を計上したところでございます。保険給付費全体の特定財源につきましては、それぞれの負担割合に基づき、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で3億8,050万2,000円、またその他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金からの繰入金で、合計で3億9,493万9,000円でございます。

1項1目の居宅介護サービス給付費で841万3,000円の減となっておりますが、地域密着型通所介護の創設により、この給付費が2目の地域密着型サービス給付費に移行したものの、また居宅から施設に移行する認定者を見込み減額したところでございます。

172ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援に認定された方々の給付となりますが、1.2%減の1,503万7,000円の計上でございます。

173ページをお願いします。

一番下で見づらい場所に記載がございますが、4款地域支援事業費につきましては29万9,000円増の4,877万円をお願いするものでございます。地域支援事業費全体の財源内訳につきましては、それぞれの負担割合に基づきまして国県支援支出金の地域支援事業交付金で2,238万円、またその他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの地域支援事業繰入金で1,540万4,000円でございます。

174ページをお願いします。

1項介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、2,619万円の計上でございます。この項で、要支援者の訪問型サービス、通所型サービスの費用負担や介護予防事業に取り組む事業費を計上してございます。

175ページをお願いします。

2項の包括的支援事業等費につきましては、1,714万3,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、包括支援センターの運営に係る人件費3名分のほか、次のページ、176ページになりますが、3目認知症総合支援事業費の中で、認知症初期集中支援チームに係る費用を計上させていただいております。1節報酬で認知症サポート医の報酬84万円、13節で長生郡市医師会への委託料として6万5,000円の計上となっているところでございます。

3項の任意事業費は88万2,000円の計上となります。この項で寝たきりの高齢者を在宅で介護する家族への支援事業等を行ってまいります。

続きまして、歳入に入ります。

166ページにお戻りください。

1款の保険料につきましては、65歳以上の方々からの保険料となります。平成30年度から、第7期の介護保険料となりますが、準備基金を取り崩し据え置きとさせていただきます。予算額は2億1,085万7,000円を見込んだところでございます。29年度に比較しまして8.9%の増となっているところでございます。

3 款国庫支出金から次のページ、167ページの 6 款財産収入と 7 款寄附金を除きまして 8 款繰入金までは、歳出の特定財源で説明申し上げましたとおり、それぞれの法定の負担割合での歳入を見込んでおります。

167ページ、8 款の繰入金のうち、1 項 4 目の軽減費繰入金につきましては、前年度より消費税増税分を社会保障費に充当する施策の一つとして、低所得者層に係る介護保険料を軽減する目的で交付されるものです。平成30年度は131万3,000円を計上させていただくもので、負担割合は国が50%、県と町が25%ずつとなっております。

2 項 1 目の介護給付費準備基金繰入金の956万4,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰り入れを見込んだところでございます。

168ページをお願いします。

3 項 4 目の介護予防普及啓発事業の利用料ほか、雑入では49万8,000円を見込んでおります。

あと179ページ以降に給付費明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が、議案第30号 平成30年度長南町介護保険特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第30号の内容説明は終わりました。

議案第31号の内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第31号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書69ページをお願いいたします。

議案第31号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について。

平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の187ページをお願いいたします。

初めに、本年度の予算編成に当たりましては、墓所の使用状況及び霊園事業の適正な管理運営を踏まえまして積算計上をさせていただいたところでございます。

墓所の使用状況ですが、本年1月1日現在の使用区画数は9,110区画でありまして98.2%の使用率となっております。また、施設の管理面においては、開園から39年が経過しておりまして、本年度におきましても施設の修繕及び利用者の安全並びに園内の景観保全を目的とした工事等を計画させていただきました。

それでは内容に入らせていただきます。

平成30年度長南町の笠森霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,400万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によ

るものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3の第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳入から説明をさせていただきますので、192ページをお願いいたします。

1款1項事業収入でございますが、前年度比0.78%、40万円減の5,075万8,000円を見込んだところでございます。

1目墓所使用料でございますが、過去の実績から販売区画数を51区画分といたしまして1,174万1,000円を計上させていただきました。

2目工事負担金でございますが、墓所使用料と同様にカロート工事17基分といたしまして61万8,000円を計上させていただきました。

3目墓所管理料でございますが、9,110区画の使用をもとに、前年度と比較いたしまして22万円の減、3,605万7,000円を計上させていただきました。

4目施設使用料でございますが、前年度並みの234万2,000円を計上させていただきました。

2款財産収入4万3,000円、3款寄附金1,000円につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

4款繰入金につきましては、財政調整基金から1,210万円の繰り入れをさせていただき、霊園施設費の工事請負費に充当させていただくものでございます。

5款繰越金100万円、6款諸収入9万8,000円につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上、歳入合計といたしまして6,400万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

193ページをお願いいたします。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、前年度比1.3%、53万5,000円の増、4,290万6,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、人件費では一般職1名の給料を、また賃金では前年度と同様に非常勤職員4名分を計上させていただきました。11節需用費では、消耗品納入通知書の印刷製本費、施設の光熱水費等で338万7,000円を、12節役務費では、管理料納入通知書等の郵便料、コンビニ収納の手数料、電話料等で217万2,000円を計上させていただきました。

194ページをお開きください。

13節委託料では、園内の清掃委託1,476万7,000円、管理料の納入納付にかかわる電算処理委託料等で、前年度と同額の1,686万2,000円を計上させていただきました。

195ページをお願いいたします。

2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、前年度比0.8%、16万5,000円増の2,004万4,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、13節委託料では芝生墓所における芝の管理委託等で189万円を、15節工事請負費では平成28年度から着手いたしました有害獣対策の防護柵設置工事等、駐車場と管理棟を連絡する橋桁の塗装塗りかえ工事等で1,518万3,000円を計上させていただきました。

なお、防護柵設置工事につきましては、平成30年度で完了予定箇所の完了を見込んでおるところでございます。

3款公債費 5万円、4款予備費100万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳出合計といたしまして6,400万円をお願いするものでございます。

なお、196ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が、議案第31号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第31号の内容説明は終わりました。

議案第32号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） 議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計の予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の70ページをお開きください。

議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書の205ページをお開きください。

初めに、農集処理区域3地区全体の平成30年1月末現在の接続の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

加入戸数は1,089戸で、うち接続戸数883戸、前年度比9戸増になりまして、接続率では81.1%という状況でございます。適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成30年度長南町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,020万円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法の規定によりまして、借り入れの最高額は2,000万円と定めさせていただきます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、210ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項1目農業集落排水事業事業費分担金でございますが84万円で、新規加入といたしまして2戸分の分担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、4,135万8,000円で、前年度並みの額を見込んだものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、1億6,700万円でございます。前年度と同額をお願いするものでございます。これにつきましては、公債費及び人件費の一部に充てさせていただくものでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただくものでございます。次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

211ページをごらんいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、682万7,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、2節、3節、4節は職員の人件費関係でございます。11節需用費51万6,000円、12節役務費50万3,000円につきましては、事務的経費でございます。13節委託料では、料金システムの保守管理委託料として10万8,000円を計上させていただきました。19節負担金、補助及び交付金は、総合事務組合負担金が主なもので65万3,000円でございます。

212ページをお開きいただきたいと存じます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、3,872万9,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、11節需用費から13節委託料まで、処理場施設と中継ポンプ等の維持管理費用が主な内容でございます。15節工事請負費につきましては、管路の施設維持工事といたしまして60万円。

3款公債費でございますが、1項1目元金は1億3,203万6,000円、213ページになりますが、2目利子につきましては、3,160万8,000円でございます。合わせまして、1億6,364万4,000円を計上させていただきました。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円を計上させていただいたところでございます。

歳入歳出合計それぞれ2億1,020万円、前年度と比較して40万円の減をお願いするものでございます。

なお、214ページ以降は、給与費明細書等でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第32号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第32号の内容説明は終わりました。

議案第33号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第33号の内容の説明をさせていただきます。

議案書の71ページをお開き願いたいと思います。

議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算について。

平成30年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年3月1日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書は別冊となっておりますので、よろしくお願いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、平成30年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。第1号、供給戸数は4,606戸、第2号、年間供給量は873万2,000立方メートル、第3号、1日平均供給量は2万3,924立方メートルでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただくものでございます。収入でございます。

第1款ガス事業収益6億9,254万4,000円、前年度比1,436万円、2.1%増としております。なお、各項につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用6億8,805万8,000円、前年度比1,363万9,000円、2%増としております。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,452万円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填をするものでございます。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入3,410万4,000円で、前年度比264万6,000円の減としております。各項の内容につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出2億2,862万4,000円で、前年度比1,283万9,000円、5.9%増でございます。

第5条、企業債でございますが、本支管整備事業で限度額は3,000万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、記載のとおりでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費5,889万7,000円とするものでございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただくものです。

次に、4ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに収入でございます。

1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上でございますが、6億5,915万4,000円、前年度比838万2,000円、1.2%増でございます。販売量を前年度比10万立方メートル増の873万2,000立方メートルとしたものでございます。うち小口供給分では、特別養護老人ホームなどの増設により3万立方メートル、大口供給分では7万立方メートルと、それぞれ増量となるものでございます。

次に2項営業雑収益、1目受注工事収益は、睦沢町の道の駅などの大型内管を含む120件分として、内管工事収益2,475万7,000円を計上しております。

2目器具販売収益はガス漏れ警報器でございます。

3項営業外収益では、長期前受金戻し入れ及び雑収入などでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

支出の内容でございます。

1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価は3億7,638万2,000円で、前年度比345万3,000円、0.9%増としております。販売量増に伴い893万8,000立方メートルの原ガス購入費でございます。

2項供給販売費でございますが2億3,041万1,000円で、前年度比666万8,000円、3%増でございます。

1目から8目までは、職員2名分の人件費でございます。

9目修繕費2,585万8,000円でございます。長南供給所2号ガスホルダーの10年ごとの開放検査を行うものでございます。開放検査予定予算額を4,970万円見込み、財源として特別修繕引当金などで4,320万円を、本予算修繕費から650万円を見込むものでございます。その他ガス工作物修繕及び検満メーター等の改修等でございます。

10目特別修繕引当金繰入額900万円は、次のガスホルダー開放検査の積立金でございます。

18目委託作業費2,463万5,000円は、各家庭の消費機器調査及び導管漏えい検査検針業務など前年度並みでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

3項一般管理費では、予定額4,098万5,000円でございます。主に、2目から8目までは職員3名分の人件費、10目の賃借料959万2,000円は、財務会計システム及びガス料金システムの賃借料でございます。

4項営業雑費用は、内管受注工事費用120件分を、国保営業外費用では、企業債利息等を計上しております。

次に、7ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1項1目企業債ですが、3,000万円を借り入れ、白ガス管改善工事費の財源に充当をいたします。

2項1目工事負担金410万4,000円は、新規加入など他工事に伴うガス管移設負担金でございます。

次に、支出でございます。

1項建設改良費、1目工事費1億4,232万8,000円でございます。白ガス管入れかえ工事等でございます。本年度の白ガス管の入れかえ工事として、13路線、約3.9キロを予定しております。

3目工事負担金3,820万5,000円は、入れかえ工事に伴います県道等の舗装本復旧工事の負担金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって、実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側下の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は設備投資により4,636万9,000円の減額となり、30年度資金期末残高は8,581万8,000円でございます。

9ページは、注記事項等でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。ガス事業の経営状況を税抜きでお示しをしているも

のでございます。1の営業収益から5の営業外費用までを算出しました収益的収支によります当年度純利益は、右側になりますが106万9,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は817万7,000円でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。ガス事業の財政状態を明らかにするため、資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。

資産の部では、一番左の二重線になりますが、資産合計16億7,314万8,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

負債の部の合計では8億1,125万2,000円でございます。資本の部の合計では8億6,189万6,000円となり、一番下の二重線の合わせました負債資本合計は16億7,314万8,000円となります。

先ほどの11ページの資産合計と負債資本合計が、複式記帳の法則により、双方とも同額となっております。

なお、13ページから17ページまでは、給与費明細書となっております。

また、18ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降は、参考資料として、予算実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第33号 平成30年度長南町ガス事業会計予算の内容説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第33号の内容説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第33号までの内容説明は終わりました。

お諮りします。

日程第8、議案第1号 長南町放課後児童クラブ設置条例の制定についてから日程第41、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第1号から日程第41、諮問第1号までについては、後日、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時16分)